

# 公立大学法人和歌山県立医科大学青洲基金規程

制 定 平成31年4月1日和医大規程第4号  
最終改正 令和8年1月22日和医大規程第75号

## 第1章 総則

(設置)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）に公立大学法人和歌山県立医科大学青洲基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、医療系総合大学としての本学の使命を実現するため、広く社会から寄附を受け入れることにより、本学の教育、研究、診療に関する活動等の推進及び施設等の整備充実並びに学生の修学支援等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公立大学法人和歌山県立医科大学定款第24条各号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に充てることとする。

- (1) 教育研究の向上事業
- (2) 附属病院の環境整備事業
- (3) 修学支援事業
- (4) その他基金の目的達成のために必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した現金及びその運用益並びに次条において受け入れることを決定した寄附金等及びその運用益をもって構成する。

(寄附金等の受入れ)

第5条 基金に係る寄附金等（寄附者が基金に組み入れることを指定した現金を除く。）の受入決定は、青洲基金運営委員会の受入審査を経て理事長が行う。

(基金の支出方針)

第6条 基金内の寄附金等の用途及び運用益の用途については、青洲基金運営委員会において決定する。

(基金明細書)

第7条 基金については、基金の状況等を明らかにした青洲基金明細書（別記様式）を作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、文部科学大臣等に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、本学の主たる事務所に保存することとする。

(基金の管理運営)

第8条 本規程で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については青洲基金運営委員会において決定する。

(運営費)

第9条 基金の運営費は、基金への寄附金及びその果実をもって充てることができる。

(寄附申込)

第10条 基金に係る寄附金を寄附しようとする者は、本学の指定する方法により、寄附目的を指定の上、本学に申し込むものとする。

(寄附金の受入れ及び管理)

第11条 寄附金の受入れ及び管理については、この規程による場合を除いては、公立大学法人和歌山県立医科大学寄附金等取扱規程（平成29年11月24日和医大規程第39号）の定めるところによる。

(事業年度)

第12条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(青洲基金運営委員会)

第13条 基金の管理運営に関する重要事項を決定するときは、別に定める青洲基金運営委員会の議を経なければならない。

(事務)

第14条 基金の管理及び運用に関する事務は、総務課において行う。

## 第2章 修学支援事業

### (修学支援事業基金)

第15条 基金に、第3条第3号の事業の実施に当たり、経済的理由により修学が困難な本学の学生に対する修学支援を実施することを目的として、修学支援事業基金を置く。

#### (修学支援事業基金の使途)

第16条 第3条第3号に掲げる修学支援事業は、次に掲げる事業（経済的理由により修学に困難がある学生に対するものに限る。）の用に供する。

- (1) 授業料又は入学料の全部又は一部を免除する事業
- (2) 学資金を貸与又は給付する事業
- (3) 教育研究上必要があると認められる学生の留学に係る費用を負担する事業
- (4) 学生の資質を向上することを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するため係る経費を負担する事業

#### (修学支援事業基金の使途の特定)

第17条 前条に定める修学支援事業の用に供するものとして特定された寄附金は、第15条に定める修学支援事業基金として、他の寄附金と区分して管理しなければならない。

#### (修学支援事業基金の使途の変更の禁止)

第18条 第15条に定める修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業基金に対して拠出された寄附から第16条第2号に定める事業のうち貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還されたとき、当該金銭は、再び修学支援事業基金に帰属させなければならない。

## 第3章 クラウドファンディング

### (クラウドファンディング)

第19条 第3条第1号、第2号及び第4号の事業を実施するに当たり、クラウドファンディングを行うことができる。

2 前項のクラウドファンディングの実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### (クラウドファンディングによる寄附金に係る残余金の処理)

第20条 前条第1項により行ったクラウドファンディングによって受け入れた寄附金については、当該寄附金で実施する事業が終了し、なお残余があるときは、第3条第4号に定める事業の実施に要する費用に充てることができる。

## 第4章 雜則

### (雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年11月11日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和8年1月22日から施行する。

別記様式（第7条関係）

令和 年度 青洲基金明細書

I. 基金の期末の状況

期末の状況		備考
現金（特例寄附資産を除く）	(金額)	
資産（特例寄附資産を除く）	(金額)	
	小計 (金額)	
特例寄附資産等		
土地 (所在地、数量)	(金額)	
建物 (名称、所在地、数量)	(金額)	
設備等 (名称、所在地、数量)	(金額)	
有価証券 (名称、所在地、数量)	(金額)	
現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）	(金額)	
現預金②（①以外のもの） 内訳 配当金等 配当金等以外のもの	(金額)	
その他 (名称、所在地、数量)	(金額)	
	小計 (金額)	
	合計 (金額)	

II. 基金財産の運用によって生じた利子その他収入金の支出状況

支出の用途	支出額	備考

III. 寄附者への還元の有無

当期における寄附者への還元の有無	具体的事例

IV. 基金で管理しなくなった財産の有無

当期において基金で管理しなくなった特例寄附資産の有無	理由

【記載要領】

- ① 「特例寄附資産等」とは租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第25条の17第7項第2号イ、ロ（2）及びホに規定する方法により管理するものを指す。なお、租税特別措置法第40条に基づき受け入れた資産を施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ（2）及びホに規定する方法に基づき管理することとした資産を含む。
- ② 特例寄附資産については、別紙1様式を用いて資産ごとに当該特例寄附資産の詳細について記載すること。なお、Ⅱの利子その他収入金によって資産を取得した場合は、当該資産について「Ⅰ.基金の期末の状況」に当該資産を記載するとともに、当該資産ごとに別紙2様式を用いて当該資産の詳細について記載すること。
- ③ 特例寄附資産については、当該資産を国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号又は第29条第1項第1号から第4号の業務のうちどの業務に充てているか（充てる予定であるか）、備考欄に記載すること（有価証券及び現金等を除く）。
- ④ 特例寄附資産の項目中の「現預金①」は、今後、特例寄附資産の取得に充てることとなるものを記載すること。
- ⑤ 特例寄附資産の項目中の「現預金②」の内訳に記載している「配当金等以外のもの」とは、基金の運用益等で取得した資産（別紙2様式に記載の資産）の譲渡による収入金等をいう。
- ⑥ Ⅱの備考欄には、支出の用途が国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号又は第29条第1項第1号から第4号の業務のどの規定に該当するかを記載すること。
- ⑦ Ⅲの「寄附者への還元」とは、受け入れた資産を売却するに当たって寄附者、寄附者の親族等関係者又は寄附者が予め指定した者に売却した場合、その他寄附者の所得税やその親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させるものを言う。

(別紙1様式)

## 基金に組み入れた特例寄附資産の状況

### 1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等

寄附者に関する事項

特例資産の寄附者	フリガナ 氏名	.....
	住所又は居所	

当該特例寄附資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	贈与等の時における価格	贈与等を受けた年月日	基金明細書との対応関係	備考

### 2. 当該特例寄附資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等			買換資産の取得年月日等	基金明細書との対応関係	備考
					うち、当該特例資産の譲渡収入の充当額	うち、その他の特例寄附資産の譲渡収入の充当額	うち、その他充当資金額			

#### 【記載要領】

- ① 特例寄附資産として当該基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ② 特例寄附資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③ 明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例:土地①)を記載すること。
- ④ を保有している場合には、買換資産として記載すること。また、今後の使用予定を備考欄に記載すること。
- ⑤ 欄には、売却益を充てる買換え資産、当該資産の売却額、分割譲渡して譲渡した場合の残存資産の状況等について記載すること。
- ⑥ 特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の価格の記載について、寄附を受けた資産を分割譲渡等した場合は、贈与等の時における価格を分割譲渡の割合で按分した価格、買換資産を分割譲渡等した場合は、当該買換資産の取得価格を分割譲渡の割合で按分した価格を記載すること。

(別紙2様式)

## 基金の運用益等で取得した資産の状況

### 1. 当該資産の取得時の状況等

#### 当該資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	取得年月日	基金明細書との対応関係	備考

### 2. 当該資産の買換え後の状況

#### 買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等		買換資産の 取得年月日 等	基金明細書との 対応関係	備考
					うち、当該資 産の譲渡収入 の充当額	うち、その他充 当資金額			

#### 【記載要領】

- ① 運用益等により取得し、基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ② 当該資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③ 基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例:土地①)を記載すること。
- ④ 「1.当該資産の取得時の状況等」欄に記載の資産を譲渡し、その譲渡代金を特例寄附資産の取得資金に一部に充てた場合は、別紙1様式「2.当該特例寄附資産の買換え後の状況」欄に記載することとし、「2.当該資産の買換え後の状況」に記載しないこと。